総務常任委員会

令和2年3月13日(金)

総務常任委員会

定例会名 令和2年第1回定例会

招集日時 令和2年3月13日(金) 午前10時

招集場所 第3会議室

出席委員 7名

委 員 長 黒 木 のぶ子 副 委 員 長 長 田 麻美 委 員 利根川 英 雄 IJ 板 倉 香 IJ 市 Ш 圭 一 鈴 木 勝 利 IJ 加 Ш 裕 美 IJ

欠席委員 なし

出席説明員

副 市 長 滝 本 昌 司 市長公室長 吉 Ш 修 貴 経営企画部長 将 巳 吉 田 総務部長 裕 植 田 市民部長 寿 高 谷 議会事務局長 仁 滝 本 会計管理者 希 美 飯 島 経営企画部次長兼財政課長 Щ 崹 裕 政策企画課長 昭 栁 田 敏 総務部次長兼管財課長 野 克 己 П 中央図書館長 達彦 関 総務 課長 吉 田 充 生 人 事 課長 二野屏 公 司 税務課長 典 書 田 義 市民部次長 小 Ш 茂生 交通防災課長 Щ 尚 勉 交通防災課参事 大 脇 俊一郎 市民活動課長 糸 賀 珠絵

総合窓口課長大里真紀監査委員事務局長大和田伸一庶務議事課長野島貴夫

議会事務局出席者

 書
 記
 中
 島
 雄
 一

 書
 記
 宮
 田
 修

令和2年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 総務常任委員会

議案第	1号	専決処分の承認を求めることについて			
議案第	2号	牛久市議会の議決すべき事件に関する条例について			
議案第	3号	牛久市まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例について			
議案第	8号	牛久市公共事業再評価委員会設置条例について			
議案第	9号	牛久市公共施設等総合管理基金条例について			
議案第	10号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の			
		整理等に関する条例について			
議案第	12号	牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について			
議案第	13号	牛久市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について			
議案第	1 4 号	牛久市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条			
		例について			
議案第	18号	牛久市職員退職手当基金条例を廃止する条例について			
議案第	19号	牛久市国際交流基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例につ			
		いて			
議案第	2 4 号	令和元年度牛久市一般会計補正予算(第9号)			
		別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ			
請願第	2号	奥野地区地域おこし協力隊の導入に関する請願			
令和元年請願第2号 二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書					

午前9時58分開会

〇黒木委員長 少々時間前でございますが、皆様、改めましておはようございます。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

本日、説明員といたしまして出席した者は、副市長、市長公室長、経営企画部長、総務部長、市民部長、議会事務局長、会計管理者、経営企画部次長兼財政課長、政策企画課長、総務部次長兼管財課長、中央図書館長、総務課長、人事課長、税務課長、市民部次長、交通防災課長、交通防災課参事、市民活動課長、総合窓口課長、監査委員事務局長、庶務議事課長であります。

書記といたしまして中島君、宮田君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 2号 牛久市議会の議決すべき事件に関する条例について

議案第 3号 牛久市まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例について

議案第 8号 牛久市公共事業再評価委員会設置条例について

議案第 9号 牛久市公共施設等総合管理基金条例について

議案第 10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整理等に関する条例について

議案第 12号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第 13号 牛久市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議案第 14号 牛久市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する 条例について

議案第 18号 牛久市職員退職手当基金条例を廃止する条例について

議案第 19号 牛久市国際交流基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例に ついて

議案第 24号 令和元年度牛久市一般会計補正予算(第9号) 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

請願第 2号 奥野地区地域おこし協力隊の導入に関する請願

前回より継続審査となっております、

令和元年請願第2号 二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書 以上14件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。 これより議事に入ります。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第1号について提案者の説明を求めます。総務課長。

〇吉田総務課長 総務課吉田です。よろしくお願いします。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本件は、令和元年度牛久市一般会計補正予算(第8号)でありまして、中央図書館の管理業務を5年契約で受託している株式会社カンソーから残り2年を残し本年3月31日をもって契約を終了したい旨の申し出があり、急遽新たな業者との契約が必要となったもので、令和2年度からの中央図書館の管理業務に関し準備期間に日数を要することから新たに債務負担行為を設定したものであり、市議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分といたしましたので、その承認を求めるものであります。

以上です。

- **〇黒木委員長** これより議案第1号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は 御発言願います。利根川委員。
- ○利根川委員 議案の中身ということではなくて専決処分の問題について、本会議場でもちょっと質問はしたんですが、カンソーのほうから契約を途中で解除するという通達があったのは議場のほうでは12月5日と聞いたんですが、その以前に私らどもは12月1日と聞いていたんですがその点の確認と、それとまたそのような申し入れがあった場合については議会のほうにもそれなりの連絡をする必要があったんではないかと思うんですが、その点についてお尋ねします。
- **〇黒木委員長** 答弁を求めます。中央図書館長。
- **〇関中央図書館長** 中央図書館の館長の関でございます。よろしくお願いいたします。 それでは、御質問にお答えを申し上げます。

カンソーから最初に中央図書館に対しまして契約の解除の上申書が提出されましたのは、令和 元年12月5日でございます。また、議会への御報告につきましては、御報告できなかったこと を申しわけなく思っております。

以上です。

- **〇黒木委員長** 利根川委員。
- ○利根川委員 カンソーとの契約は、関西にある本部との契約書を結んでいるという話は聞いているんですが、そのカンソーの上部団体は阪急ホールディングスとは聞いてはいるんですけれども、そこら辺のところの経過措置を聞くとどうも最初は直接関西の本社のほうではなく東京事務所のほうを通して云々という話なんですが、基本的には3カ月ちょっとしかないような中で選択肢というのは2つしかないと思います。カンソーのほうが3月31日で何としても撤退すると、もう一つはカンソーのほうがその契約をある程度3月以降も延ばしてもらえるという中で、その選択肢の判断というのはどこでどのように行われたのかお尋ねします。
- **〇黒木委員長** 中央図書館長。
- **○関中央図書館長** 12月5日に上申書が提出された以降、契約解除に伴いまして4月以降新たな業者との契約を締結するとなりますと、やはり牛久市にとりましては新たな財政負担が生じるであろうということがございましたので、何とかその負担を回避しようということで、カンソーに対しまして残り2年間の契約継続ができないか協議を重ねていたところでございます。

以上です。

〇黒木委員長 利根川委員。

○利根川委員 カンソーは、イズミヤのエスカードビルのほうも請け負っていたものを、こちらも途中で解約されたのかな、何年か前にそんな話を聞いてはいるんですが、基本的に業者選定をして見積もりをとるという選択肢も当然あったと思うんですけれども、そうしていかないと当然先ほど課長が言われたように間に合わなくなる、最後は負担行為にしなきゃならなくなる、その前提にあるのはやはり専決処分になってくるわけですよね。だから、専決処分になる可能性があるようなものについては事前の準備というものが私どもとしては必要ではなかったのか、私たちは専決処分に対してやはり多発するべきものではないというのを再三にわたり主張はしてきております。そういった中での、どうも私どもは簡単に専決処分というものを考えているんじゃないかと考えざるを得ないので、その点について準備をもう少し早くできるのではなかったかと思うんですが、それと聞いている中ではカンソーの本社のほうと直接の話し合いはしていなかったんではないかと思うんですが、その点についてお尋ねします。

〇黒木委員長 中央図書館長。

○関中央図書館長 それでは、2点の御質問にお答えいたします。

まず、準備が早くできなかったのだろうかという御質問に対してでございますけれども、まず 令和2年度以降当然カンソーが撤退いたしますので、他の業者に委託した場合どのくらいの経費 がかかるのだろうかということで3社に見積もりを徴取したところでございます。カンソーが2 年間を残しての契約解除という申し出でございましたので、その3社の見積もりのうち一番低額 な業者のいただいた見積もり、1年、3年、5年間の見積もりをそれぞれ頂戴したんですけれど も、そのうちの3年間、それを3年間3等分いたしまして掛ける2年で、カンソーの残り2年分 の委託料と比較をさせていただきました。また、カンソーが契約解除となりますと違約金という ことが契約上発生してまいりますので、そちらの違約金の算定の仕方につきましても契約約款に よりますと10分の1というような明記がございますので、その契約解除の違約金の10分の1 の考え方、これにつきましては委託料総額の10分の1なのかあるいは残り2年分の委託料の1 0分の1なのか、この点についての確認というものがございましたので、結果としましてはそれ ぞれについてどのぐらいの牛久市が損害が発生するのだろうかということで試算してみましたと ころ、あくまでも参考見積もりの最低金額で比較いたしますと、委託料総額の10分の1のもし 違約金が請求できるということになりますとその時点では326万2,238円の牛久市の損害、 残り2年分の委託料の10分の1の場合は677万3,907円が牛久市の損害として生じてし まうということに計算ができました。

それから、本社との直接の交渉ということでございますが、契約上は本社との契約になっておりますけれども、通常契約行為から全てにおきましてカンソー牛久事務所のほうと手続、調整を常に行っておりますので、今回につきましても牛久事務所それから東京都台東区にあります関東の営業部の部長さんと協議をさせていただいたところでございます。

以上です。

〇黒木委員長 利根川委員。

○利根川委員 3社の見積もりをとったというのはいつからなのかということですね。それほど

問題が進んでいる以上、ここまで全く何の連絡もなく突然専決処分という形についてはどうも手 続上十分だったのか、事前に専決処分ということがあったのかと思わざるを得ないので、専決処 分というのはするべきではなかったし途中議会を開く間がなかったのかどうか、その違約金の問 題等ある程度のお金の向こうとの、カンソーとの話し合いの中である程度出ていたのではないか ということを考えると臨時議会を開く可能性というのもあったのではないかと思うんですが、そ の辺について再度お尋ねします。

- 〇黒木委員長 中央図書館長。
- **〇関中央図書館長** それでは、御質問にお答えいたします。

3月4日の契約と実際はなってしまったんですけれども、実は3月4日の入札は当初から予定していたものではなく、4月1日から業務が継続かつ円滑に移行するためにはやはり新たな受託業者への引き継ぎと準備の期間をしっかり確保しなければならないということから、入札執行日を2月19日に定めていたものでございます。ただ、入札執行を予定しておりました2月19日以前に事務的な手続が完了できず、結果として入札執行日が2週間おくれ3月4日となってしまったものでございます。

以上です。

- **〇黒木委員長** 中央図書館長。
- **〇関中央図書館長** 12月に3社に見積もりの依頼をいたしまして、1月上旬に提出されたものと記憶しております。

以上です。

- **〇黒木委員長** 利根川委員。
- **○利根川委員** その間にそういった経過措置というもの、例えば臨時議会を開くまでもなく議会 のほうで全員協議会という形で報告する必要があったんじゃないかと思うんですが、やっぱり前 提にあるのは専決処分ということなんですね。簡単に専決処分というのはすべきじゃないと私ど もは思っていますんで、それなりの報告、例えば全員協議会を開いて専決処分でやらざるを得な いという報告があれば何もこんな質問をする必要がないもので、その点はちょっとお尋ねします。
- **〇黒木委員長** 中央図書館長。
- ○関中央図書館長 御指摘のとおり時間を要してしまったんですけれども、その理由には2つございます。1つ目は、先ほど来御説明させてもらっておりますように、契約を解除しないで残り2年間を何とか継続することができないかという考えのもとカンソーと協議をする必要があったということが1点目でございます。それから2点目につきましては、契約解除となった場合の違約金の考え方、先ほども申し上げましたとおり委託料総額に対しての10分の1なのかあるいは残り2年間の委託料に対しての10分の1なのかについて、前例もなかったということもございますので、やはり弁護士相談をする必要があり実際に弁護士との協議を2回行ったところでございます。

以上です。

〇黒木委員長 利根川委員。

○利根川委員 内容についてはわかりました。ただ、私のほうとしてはその専決処分という問題について、これは副市長のほうに今後の問題についてやはり専決処分というものをやる場合においての基本的な考え方というものを最後にちょっと確認したいんですが。

- 〇黒木委員長 副市長。
- ○滝本副市長 お答えいたします。

おっしゃるように、専決処分というのは基本的なものとして当然議会の議決事項にかかわるものですので、専決処分というものは多用してはならないということは当然だと思います。おっしゃるとおりだと思います。

しかし、今説明したこの案件についてちょっと述べさせていただければ、今担当のほうで説明したように私のほうにも協議といいますか相談に来ております。その中で、きちんとそれぞれで今後判断する上で判断する材料が確定していない段階で判断はできませんので、まずは本当にカンソーは何があっても契約は解除するつもりでいるのか、そこの確認ですね、そうなったらそれがいつ確定するのか、その後もしそうなった場合、要するに解約ですね、なった場合にはどのような事態が発生するかというのを想定してくださいと。あと、そんな自由勝手に解約されては困りますので先ほど来説明しているように違約金の問題と、じゃあ違約金だけで済むんですか、うちのほうは損害、先ほどちょっと数字を入れて例えばの話をしましたけれども、そういった損害をじゃあ請求できないんですかとからいうそういう相談もしなくちゃならないというのを、それぞれ確定の日付を追っていったときに、ちょっと先ほどありましたように図書館の清掃ですか、今回の業務が立ち行かなくなる、4月から、ということのスケジュールの確定ですね、事前にはおっしゃるように想定はできるんですが、その確定、確定の時点でいくとどうしても間に合わなくなるというような判断があって、今回はその辺は申しわけなかったというか専決処分を多用すべきではない、ここはいろいろ判断は分かれるところだと思いますけれども、そのような状況の中で専決処分をさせていただいたということです。

おっしゃるように多用すべきではないと思っております。

○黒木委員長 ほかに、議案第1号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇黒木委員長 以上で議案第1号についての質疑及び意見を終結いたします。

ここで、中央図書館長は退席されて結構です。

次に、議案第2号、牛久市議会の議決すべき事件に関する条例についてを議題といたします。 議案第2号について提案者の説明を求めます。政策企画課長。

○柳田政策企画課長 政策企画課の柳田です。よろしくお願いいたします。

議案第2号、牛久市議会の議決すべき事件に関する条例について説明をさせていただきます。

牛久市の最上位計画であります総合計画につきましては、現計画である第3次総合計画を策定しました平成22年度におきましては、地方自治法の定めにより基本構想について議会の議決をいただいておりました。その後、平成23年度に地方自治法が改正され議会の議決事項からは削除され義務ではなくなりました。

現在、令和元年度と2年度の2カ年で第4次総合計画を策定すべく作業を進めております。地方自治法改正後の他自治体の状況を調べましたところ、かなりの自治体におきまして基本構想等につきましては議会の議決を受ける条例を定めております。近隣では、土浦市、つくば市、龍ケ崎市などが条例化により議会の議決を受けるようにしております。

以上のことから、当市といたしましても総合計画の基本構想につきまして、地方自治法第96 条第2項の規定に基づきまして議会の議決すべき事件として条例化するものでございます。 以上です。

- **〇黒木委員長** これより議案第2号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は 御発言願います。利根川委員。
- **○利根川委員** 地方自治法上は議決事項にはなっていない中で、これは上級法に触れるということはないのかどうかということ。禁止事項ではないですけれども、法律にない条項について地方自治体が条例で定めるということはちょっとできないと思うんですが、そこら辺の確認をちょっとしたいんですが。
- 〇黒木委員長 政策企画課長。
- **〇栁田政策企画課長** ただいまの質問についてお答えいたします。

こちらの根拠法令としまして地方自治法第96条第2項でございまして、まず地方自治法第96条第1項につきましては、地方公共団体の議会は次に掲げる事件を議決しなければならないということで、条例を設け又は改廃すること、予算を定めること、決算を認定すること等々が定められております。第2項につきましては、前項に定めるものを除くほか地方公共団体は条例で地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものを除く)につき議会の議決すべきものを定めることができるとありますので、こちらを条例化させていただくものです。

〇黒木委員長 ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 以上で議案第2号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第3号、牛久市まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例についてを議題といたします。

議案第3号について提案者の説明を求めます。政策企画課長。

〇柳田政策企画課長 議案第3号、牛久市まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例につきまして説明をさせていただきます。

平成26年に牛久市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要領を内規として制定いたしましたが、今回、市の非常勤特別職の見直しを行いました結果非常勤特別職に該当することから、内規ではなく条例を制定すべきと判断いたしまして条例化するものです。

以上です。

- **〇黒木委員長** これより議案第3号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は 御発言願います。利根川委員。
- **○利根川委員** 第2条の総合戦略の策定また第2項で推進、この総合戦略というものは基本構想

と同等のものになってくるのか、どのようなものなのかというのをちょっとこれ確認したいの。 それと第3条の組織ですね、これはいろんな分野があるんですが、この分野について公募で行う のかそれとも市のほうで選択をして市長が委嘱するのかどうか、任命するのかどうかをお尋ねし ます。

〇黒木委員長 政策企画課長。

〇柳田政策企画課長 まず、総合計画の基本構想と総合戦略の違いでございますが、総合戦略のほうにつきましてはより具体的な施策に関して決めておりますので、総合計画の基本構想とは違ってきております。総合計画の基本構想は、市として目指すべき方向性を定める構想でございますのでより大きな枠組みで決めていくもので、総合戦略については具体的な施策を決めております。

推進会議の委員の皆様の選定方法なんですが、市で選定をいたしまして市長が委嘱をしており、 公募ではございません。

以上です。

- 〇黒木委員長 利根川委員。
- **○利根川委員** この総合戦略の問題ですが、そうしますと以前この総合計画にあった実施計画ですね、そういったものを3カ年でやる実施計画というものに該当するのかどうか、これをちょっと確認します。
- 〇黒木委員長 政策企画課長。
- ○柳田政策企画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

総合戦略の計画につきましては、総合計画の7つの分野を横断的に各事業を目的達成のために 定めておりまして、実施計画と重なるということではございません。

以上です。

- 〇黒木委員長 利根川委員。
- ○利根川委員 ちょっとよくわからないんだけれども、基本的にこの総合計画なんかをやるときには私どものほうは議会やまた委員会の中で言ってきたのは、前回のものの総括の中からの実施計画は必ずやらなきゃならないものじゃないという答弁も議会ではもらってはいますけれども、この総合戦略というもの自体がちょっとよくわからない。今の話ですと、今項目には実施計画というものはなくなりましたけれども、具体的にやるのは3カ年の実施計画というものだったんですね、これまでは。それとこの総合戦略との関係性がよくわからないと。基本構想の中での横断的な問題だと言うんですが、この総合戦略というものがちょっとよくわからない、実施計画ではないということは、例えば3カ年で実施するものではないというものになってくるのかどうかですね、そこら辺のところの計画としてはどのようなものなのかというのがもう少しわかれば詳しくお願いしたいと思います。
- 〇黒木委員長 政策企画課長。
- ○柳田政策企画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

総合戦略は計画の策定期間といたしまして、全員協議会のほうでも御説明をさせていただいた

んですが、基本5年間だったものを1年延長いたしまして6年間で定めておりまして、その中で 基本目標を達成すべく総合計画の7つの分野から横断的に事業を選択して実施していくものでご ざいます。それぞれにKPIを設定して、達成状況の進捗管理を行っております。

以上です。

〇黒木委員長 ほかに質疑のある方ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木委員長 以上で議案第3号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第8号、牛久市公共事業再評価委員会設置条例についてを議題といたします。 議案第8号について提案者の説明を求めます。政策企画課長。

〇柳田政策企画課長 議案第8号、牛久市公共事業再評価委員会設置条例につきまして説明をさせていただきます。

平成11年に牛久市公共事業再評価委員会設置要綱により制定しておりましたが、今回、市の 非常勤特別職の見直しを行いまして非常勤特別職に該当することから、条例を制定すべきと判断 し条例化するものです。

以上です。

- **〇黒木委員長** これより議案第8号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は 御発言願います。利根川委員。
- **○利根川委員** 条例の中の第3条組織、ほかの設置条例についてはこの組織の中にどのような人たちを委嘱任命するのかというのが書いてあるんですが、この第3条のほうにはその組織の5名ですか、その中身が書いていないので、これについてはどうなのかちょっとお尋ねします。
- **〇黒木委員長** 答弁を求めます。政策企画課長。
- **〇柳田政策企画課長** こちら、公共事業の再評価ということで御検討いただくには専門的な知識 が必要ということで、専門的知識を有しました学識経験者の方をお願いするということで考えて おります。

以上です。

- 〇黒木委員長 利根川委員。
- ○利根川委員 第3条に書いていないんだよね。誰を選任するかというものも全くないということで、これを市の職員が委嘱を受けるのかそれとも民間のほうから出すのかということも。 5人ということは委員長と副委員長あと 3人どこかで選ぶということなんですが、学識経験者ということも中には書いていないのでもう少しこの点については具体的に書く必要があるんじゃないかと思うんですが、その点について。
- **〇黒木委員長** それでは、自席にて暫時休憩をいたします。

午前10時36分休憩

午前10時37分開議

〇黒木委員長 それでは再開いたします。政策企画課長。

○柳田政策企画課長 済みませんでした。お答えいたします。

こちら条例とともに平成11年に定めました牛久市公共事業再評価実施要綱、こちらも定めておりまして、この中で再評価に当たっては学識経験者等第三者から構成される牛久市公共事業再評価委員会を設けるということで定めておりますので、要綱のほうもあわせて改正して委員の選定のほうの定めにしていきたいと考えております。

- 〇黒木委員長 利根川委員。
- ○利根川委員 行政事務の中で条例のほうが上位法なんです、要綱よりは。要綱を優先にするということはあり得ないんですよ、自治法上ね。ですから、それは要綱で定めてあるからいいということにはならないですよ。やはり組織の中で明確にする必要がなければ誰を選んでいいかわからないわけですよ。そして、選んでからこれはその学識経験者だという後づけのものもある可能性もあるので、基本的には条例でその組織というものを定めなければ、要綱で定めるということは書いていないですよ、これね。特に組織の場合なんかは要綱で定めるというのはやっぱり市としての、市長としての責任というものは非常に大きくなるわけですから、今の質問では了解できないんですけれども、もう一度お尋ねします。
- **〇黒木委員長** それでは、暫時自席にて休憩いたします。

〇黒木委員長 それでは再開いたします。政策企画課長。

午前10時38分休憩

午前10時39分開議

- **〇柳田政策企画課長** こちらの条例案のほうで、第6条にこの条例に定めるもののほか委員会の 運営に関し必要な事項は市長が別に定めるとございまして、そちら要綱での定めになるかと思い ます。

以上です。

- 〇黒木委員長 利根川委員。
- ○利根川委員 さっきから言っているでしょう、条例より要綱のほうが上にはならないんですよ。補足で定めるから、組織というのは一番この中で大事なものですよ、それを要綱で定めると。じゃあほかの条例、今回出ていますけれども、全部組織の中の人選が決まっているんですよ。それを要綱で変えるということは、要綱というのは議会の議決事項ではないですから勝手に変えることができるわけですよ。これを条例より上に持ってくるということ自体、基本的に自治法というもの自体を理解していないんじゃないですか。これをもしやるならばこの第3条にその選任する人たちを入れるべきであって、入れない何か理由があるんじゃないかと思わざるを得ないんですよね。入れなかった理由というのは、さっきは要綱にあるからということですけれども、これは要綱というのは条例上、上のものにはならないですから要綱で勝手に人選は選べるということになるわけで、それが正しいとは議会のほうとしては基本的には私は認めるわけにはいかないですよね。誰がなるかわからないんですから。ということで、もう一度この第3条について人選を入れて、まだ間に合いますので最終日までに改正の条例で出してもらいたいと思うんですが、その

点についてはどうですか。

〇黒木委員長 それでは、自席にて暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時45分開議

- **○黒木委員長** 会議を再開いたします。じゃあもう一回、利根川委員、質問をし直して…… (「同じ質問だよ」の声あり)同じ質問。じゃあ答弁を求めます。政策企画課長。
- **〇柳田政策企画課長** 済みません、再度お答えいたします。

こちら条例案のほうのやはり第6条に条例に定めるもののほかという規定がございますので、 そこで委員の選定についてはやっていくということになります。

以上です。

〇黒木委員長 じゃあ利根川委員、そのような理解でよろしいですか。(「理解できない」の声あり)

そのほか質疑及び意見のある方ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木委員長 以上で議案第8号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第9号、牛久市公共施設等総合管理基金条例についてを議題といたします。

議案第9号について提案者の説明を求めます。政策企画課長。

〇柳田政策企画課長 議案第9号、牛久市公共施設等総合管理基金条例につきまして説明させていただきます。

公共施設の更新に当たっては、施設全体を適正に把握した上で施設の老朽化対策を計画的に推進する必要があるため、施設が限定されております現行の牛久市社会教育施設・文化施設整備基金、牛久市生活環境施設整備基金及び牛久市小規模水道維持管理基金、これらを集約いたしまして牛久市公共施設等総合管理基金を新たに設置し公共施設全般に活用するものです。

基金再編後の残高は、令和元年度末で3億2,352万3,000円となる見込みでございます。

以上です。

〇黒木委員長 提案者の説明は終わりました。

これより議案第9号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願いま す。利根川委員。

○利根川委員 第1条計画的な保全及び更新等ということなんですが、たしか全員協議会の中で 市庁舎の改築ということが一言ちょろっと触れたのが非常に気になったんですね。その市庁舎の 改築、改修等がこの中に含まれるのかどうか。

それと、第4条の基金の運用から生ずる利益というのはこれまでの利息ですか、それ以外に何らかの事業をするのか、それとも何らかの収益というものは考えられるものがあるのか、ちょっとその点を確認したいんですが。

- **〇黒木委員長** 管財課長。もとい、財政課長。
- **〇山﨑経営企画部次長兼財政課長** 財政課山﨑です。よろしくお願いします。

まず、全協で私、市庁舎の改築、言った記憶がちょっとないんですけれども、市庁舎の改築も 当然中に入っております。公共施設ですので。抜けているのは事務組合の庁舎とかそういうもの だと考えております。

2点目の基金運用益ですけれども、こちらはあくまで預金利子を想定しております。 以上です。

- 〇黒木委員長 利根川委員。
- **○利根川委員** 説明の中であったのは、課長でなくてその後ろのほうにいる職員の方が言われた んですが、実際に計画があるのかどうかというのだけをお尋ねしたいと思います。
- 〇黒木委員長 財政課長。
- 〇山崎経営企画部次長兼財政課長 今現在大規模な改修というのはありません、増築とか。ただ し、部分的な空調とか照明とか議場の改修とかそういうものは想定しております。 以上です。
- **〇黒木委員長** そのほか質疑及び意見のある方ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木委員長 以上で議案第9号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第10号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてを議題といたします。

議案第10号について提案者の説明を求めます。人事課長。

〇二野屏人事課長 人事課の二野屏です。よろしくお願いいたします

議案第10号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度 任用職員制度の導入に関する文言の整理等について18の条例の改廃を行うものとなります。

会計年度任用職員制度導入に係る文言の整理以外のものの主な改正内容としましては、牛久市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例では新たに特別職非常勤職員として追加する職種の報酬額を指定するもの、会計年度任用職員制度への移行等により廃止となる職種を削除するものとともに、期日前投票管理者等の報酬について、現在は日額の設定しかなかったものを従事する時間が一定の時間に満たない場合日額の範囲内で従事した時間に相当する額を支払うことに変更するもの、また、牛久市職員の給与に関する条例では職務の級の4級の基準となる職務に危機管理官の職務を加えるもの、牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例ではおくの義務教育学校設置に伴う改正をするもの、牛久市消費生活センター条例では消費生活センターの開設時間の改正などを行っております。

また、廃止する3条例につきましてはその役割を終えたための廃止となります。 説明は以上となります。

○黒木委員長 これより議案第10号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。利根川委員。

○利根川委員 第1条の牛久市議会議員政治倫理条例の一部改正の問題について、二元代表制の中で執行機関と議決機関、議決機関のほうで提案をし成立した条例の改正については、基本的には議会のほうからの改正案というものを出すべきじゃないかと私は考えておるんですが、議員連絡会の中でそういう話はあったんですが、この二元代表制の中でどのように議員提案の条例改正についてどう思うのか。実は、私この国の法律、公職選挙法なんですが、この改正について総務省と話をしたときには議員提案は国側のほうから改正することはできないというような答弁をもらっておりました。そういった関係からいくと、議員提案自体は議会からのほうの提案が筋ではないかと思うんですが、ちょっとその辺について今回の経過についてお尋ねします。

〇黒木委員長 人事課長。

〇二野屏人事課長 今回の条例改正につきましては、地方公務員法の改正に伴う形式的な条項及び文言の整理という改正のため、執行部で改正するという判断に至りました。 以上です。

〇黒木委員長 利根川委員。

- ○利根川委員 今後の問題としては、ある地方自治体では執行部から案が出てその案を議会のほうで特別委員会を設置してその改正案の内容を審議し、議会がその改正案の提案をして新たなものになったというような状況も聞いておりますので、二元代表制の中でのそういった問題について議会のほうとしてももう少しちゃんと考えていきたいと。議会のほうで市の職員にかかわることなどのパワハラ条例なんかも出した経緯もあるので、そこら辺のところは私らのほうとしても十分考えながらいきますので、二元代表制の中でそういった問題があるということをぜひ認識をしていてもらいたいと思います。これは答弁は結構です。
- **〇黒木委員長** ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は、11時10分としたいと思います。 失礼いたしました。終結しないで今休憩に入っちゃいました。

以上で議案第10号についての質疑及び意見を終結いたします。ということで、暫時休憩、1 1時10分までといたしたいと思います。

午前10時56分休憩

午前11時10分開議

〇黒木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第12号、牛久市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 議案第12号について提案者の説明を求めます。総合窓口課長。

○大里総合窓口課長 総合窓口課大里です。

議案第12号、牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、総務省の印鑑登録証明事務処理要領が一部改正となりました。牛久市におきましても、成年被後見人等の人権が尊重され成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、牛久市印鑑条例第2条第2項に規定されております成年被後見人を

削除し意思能力を有しない者に改正するものです。なお、今回の改正によりまして成年被後見人が法定代理人と同行した場合は印鑑登録が可能となります。また、既に印鑑の登録を受けている者が成年被後見人になった場合においては、これまで同様職権で登録を抹消し対象者に通知をいたしますが、その際には法定代理人と同行すれば登録が可能である旨を御案内申し上げます。

こちらは、交付日より施行となります。

以上でございます。

○黒木委員長 これより議案第12号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方 御発言願います。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木委員長 以上で議案第12号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第13号、牛久市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第13号について提案者の説明を求めます。監査委員事務局長。

〇大和田監査委員事務局長 監査委員事務局大和田です。よろしくお願いいたします。

議案第13号、牛久市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名の改正及び新規 条の追加に伴い条のずれが生じたことにより、当該条例の引用法律の題名及び条項の整理が必要 となったため改正するものでございます。

以上でございます。

○黒木委員長 これより議案第13号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木委員長 以上で議案第13号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第14号、牛久市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第14号について提案者の説明を求めます。財政課長。

〇山崎経営企画部次長兼財政課長 財政課山﨑です。よろしくお願いします。

それでは、議案第14号、牛久市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について、こちらについて御説明申し上げます。

現行の規定では、実質収支の2分の1相当額を財政調整基金へ積み立てることとしておりますが、今回この規定を削除することにより地方財政法第7条第1項の規定が適用され、新設の公共施設等総合管理基金を含む特定目的基金への積み立てまた地方債の繰り上げ償還に充てることが可能となります。施行日は、令和2年4月1日となります。

以上です。

〇黒木委員長 これより議案第14号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方

御発言願います。利根川委員。

○利根川委員 これまでの剰余金、余ったお金、これは地方財政法の条項によると半額を財政調整基金に積むことができるというような条項だったんですが、これを削除するということは財政調整基金のほうに積まないで繰り上げ償還等を含めたほかのものに使えると判断をちょっとせざるを得ないんですが、基本的には地財法や地方自治法からいけば基金というのは基本になるのは財政調整基金、そのほかの基金については特定目的基金ということになるので、地財法からいうとこれを廃止してしまうということ自体がどうなのかと思うのですが、その点についてお尋ねします。

〇黒木委員長 財政課長。

〇山崎経営企画部次長兼財政課長 地財法におきましては、剰余金を生じた翌々年度までに積み立てまたは繰り上げ償還とうたわれております。なおかつそちらの財源に充てなければならないとうたわれております。この中での積み立てと申しますのは、もちろん財政調整基金を初めとするそのほかの特定目的基金も含まれておりますので、今回牛久市の財政調整基金の条例の中で今回この部分を削除しても地財法に基づいて財調にも特目にも繰り上げ償還にも充てることができるという形です。

以上です。

〇黒木委員長 利根川委員。

○利根川委員 地財法上また財政調整基金の使い道というのは、その中に当然繰り上げ償還というものも入っていますし、財政調整基金でそれなりの必要性があればその財政調整基金を使うことができるわけであって、この条項を外すとなると今年度の剰余金なんかがどのようになってくるのかというところ、その剰余金の使い方自体というものがこれを取り払うことによって全くなくなってしまうのではないかと思うんですが、その点について確認をしたいと思います。

〇黒木委員長 財政課長。

〇山崎経営企画部次長兼財政課長 今回の削除する項目は、牛久市の財政調整基金の中で地財法に基づく剰余金を財政調整基金に積みなさいよと限定しているものなんです。それを削除しても上位法である地財法の中で積立金に充てる繰り上げ償還ができるということなので、剰余金については今まで同様に財政調整基金に積み立てるまたは特目基金に積み立てる、新たに積み立てすることができる、繰り上げ償還にも積み立てすることができるという形でその処分方法の選択肢が広がるということで、決して財政調整基金に充てることができないということではございません。

以上です。

〇黒木委員長 利根川委員。

○利根川委員 そうしますと、剰余金の半分とこれまでなっていたんですけれども、そこら辺の 条項も全部消えちゃうわけだと思うので、その使い方においてどのように財政のほうとしてはや はりそれなりの縛りを持ってくるかというところがちょっと気になるところなので、確認をした いと思います。

- 〇黒木委員長 財政課長。
- 〇山崎経営企画部次長兼財政課長 剰余金の2分の1、こちらは地財法で定まっていますのでとにかく基金に積み立てるか全額でなくとも問題ないと思います。4分の1財調、4分の1特目基金またその残りを繰り上げ償還と。要は、その時々に応じた柔軟な体制が整えると考えております。

以上です。

〇黒木委員長 ほかに質疑、意見のある方ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木委員長 以上で議案第14号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第18号、牛久市職員退職手当基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

議案第18号について提案者の説明を求めます。人事課長。

〇二野屏人事課長 議案第18号について御説明申し上げます。

議案第18号は、牛久市職員の大量退職による退職手当負担金の一時的な増大に対応するために設置しておりました。来年度職員の大量退職のピークを迎えることとなりますが、これまでの積み立ての状況から今後基金としての活用が見込めないということから、当条例を廃止するものであります。

以上です。

- ○黒木委員長 これより議案第18号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。利根川委員。
- ○利根川委員 この条例については、前市長の池辺さんが鳴り物入りでやったやつですが、基本的に私たちはこれは本当に必要かどうかというのは疑問を持ってはいたんですが大体7年、8年ぐらいになりますか、この条例を制定してから、その効果というものはどの程度あったのか。退職金の問題については共済組合のほうでそれなりの措置をしてあると思うんですけれども、この条例がどの程度効果を発揮したのかというのを担当課のほうでは把握しているかどうかお尋ねしたいと思います。
- **〇黒木委員長** 人事課長。
- **〇二野屏人事課長** お答えいたします。

効果というか実態としまして、今現在この基金に残っている残額が8万7,646円ということで、実際には財政的な余裕という点から積み立てができていなかったというのが事実となっております。

以上です。

- 〇黒木委員長 ほかに。利根川委員。
- **○利根川委員** ちょっと積み立てができていなかったということについて、もうちょっと詳しく お願いしたい。
- 〇黒木委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 基金の創設以来、まず平成27年度までは全ての退職基金を予算化したもの、各会計で予算化したものを基金のほうに一旦積みまして、そちらから退職手当の負担金を総合事務組合のほうに支払っていたということになります。そうなると予算措置の金額は実際の金額とほぼ同額で端数の部分だけが残るということで、平成28年度からは財政上の余裕があるときには基金のほうに積みましてということでやっていましたけれども、実際には基金に積めていないという状況となっております。

以上です。

〇黒木委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木委員長 以上で議案第18号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第19号、牛久市国際交流基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 についてを議題といたします。

議案第19号について提案者の説明を求めます。市民活動課長。

○糸賀市民活動課長 市民活動課糸賀でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、議案第19号、牛久市国際交流基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃 止する条例について御説明させていただきます。

この条例につきましては、昭和62年使途を青少年に関する国際交流事業に限定した寄附行為がございまして、同年12月の第4回市議会定例会におきまして特定財源として活用するための基金の設置と条例化がなされたものでございます。その後、寄附者側の意向にのっとりまして姉妹都市への青少年派遣及び受け入れ事業に対しまして活用されておりましたが、平成24年に残額を全額一般会計に繰り入れしてその後基金残はゼロ円となっていたものでございます。

現在、以降としましては基金によるところなく一般会計予算によりまして同事業をとり行って まいりましたので、今回同条例を廃止するための条例を上程するものです。

説明は以上となります。

〇黒木委員長 これより議案第19号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方 御発言願います。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木委員長 以上で議案第19号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第24号、令和元年度牛久市一般会計補正予算(第9号)別記記載の当該委員会の 所管事項についてのみを議題といたします。

議案第24号について提案者の説明を求めます。財政課長。

〇山崎経営企画部次長兼財政課長 議案第24号、令和元年度牛久市一般会計補正予算(第9号) こちらの財政課所管の事項について御説明申し上げます。

まず補正予算書案、10ページ、11ページをごらんください。

歳入となります。上の段から、款9地方特例交付金項1地方特例交付金目1地方特例交付金、 その下にもあります地方交付税、こちらはどちらも本年度の交付額の決定による増額補正となっ ております。特例交付金のほうが415万4,000円の増額、地方交付税が1億7,401万円の増額となっております。

続きまして、12ページ、13ページをごらんください。

中段、款18繰入金項2基金繰入金目1財政調整基金繰入金、こちら今回の補正調整に伴います財源超過額を繰入金として減額するものです。減額が3億8,254万1,000円です。これにより、本年度9号補正末の財調現在残高は21億1,200万円という形になります。その下にあります8番の減債基金繰入金、こちらは今回歳出で御説明しますけれども、繰り上げ償還に伴うその財源として基金のほうから2億7,836万円繰り入れするものです。

一番下の段になります。21市債項1市債、次のページにもわたっておりますけれども、こちら地方債の額の決定による補正となります。この中で国の補正事業に伴う部分が5件あります。 そのほか追加が2件、当初から計上してある事業の変更が8件、合計15件の補正となっております。

続きまして、歳出に移ります。ページが、30ページ、31ページをごらんください。

下の段になります。款12公債費項1公債費目1元金、地方債償還元金2億7,836万円、こちらは平成17年度に縁故債、銀行等から借り入れしました臨時財政対策債、こちら平成7年度まで償還が残っておりますけれども今回一括繰り上げ償還するものです。こちらは年利2.7%で繰り上げ償還ができる縁故債として最高の利率ですので繰り上げ償還をいたします。これにより今後6年間で支払う利子2,450万円、こちらが削減されるという形になります。以上でございます。

〇黒木委員長 総務課長。

〇吉田総務課長 総務課です。続いて、総務課所管の補正内容について御説明いたします。

議案書16ページ、17ページ、歳出の上のほうになりますが、款2総務費項1総務管理費目3文書費、文書の発送を一括管理すると、同じページ一番下の款2総務費項4選挙費目3参議院議員選挙0101の参議院議員選挙を執行する、それから次のページの一番上、款2総務費項4選挙費目4牛久市長選挙、いずれも執行額の確定に伴う減額補正でございます。また参議院議員選挙につきましては、12ページ、13ページの一番上の歳入で減額補正を行っております。以上です。

〇黒木委員長 管財課長。

○野口総務部次長兼管財課長 済みません。管財課所管の費用のうち、リフレを維持管理するという事業、議会のほうにも御提案申し上げましたことしのリフレの空調工事の契約差金について、3,579万2,000円のこれは契約差金としてマイナスの補正をお願いしております。主なものについて以上です。

〇黒木委員長 人事課長。

- ○二野屏人事課長 私からは、人事課所管の補正予算の内容を説明させていただきます。 補正予算書16、17ページをごらんください。
 - 一番上段、款2総務費項1総務管理費目1一般管理費の0118研修機関に研修生を派遣する、

9旅費の8万9,000円の減額となります。こちらは特別旅費の不要額と執行見込みによる残額を減額するものとなります。

そのほか、16ページから始まる各款項目に掲示をしてあります人件費の給料、職員手当、共済費、これらの人件費につきまして各事業における不要額と執行見込みによる残額合計で5, 466万5, 000円を減額するものとなります。

以上です。

- 〇黒木委員長 税務課長。
- **〇晝田税務課長** 税務課晝田です。よろしくお願いいたします。

私のほうから、税務課所管の補正予算について説明させていただきます。

議案書の16、17ページ中段をごらんください。

款2総務費項1総務管理費目18で諸費0103過誤納金や予納金を還付する、こちらにつきましては個人市民税の更正の請求による還付や法人市民税の確定申告に伴う予定納税の還付、こちらの額が見込み額を下回ったことにより800万円を減額するものとなります。

以上です。

- **〇黒木委員長** 交通防災課長。
- **〇山岡交通防災課長** 交通防災課山岡です。よろしくお願いいたします。

それでは、交通防災課所管の補正につきまして説明させていただきます。

資料の27ページをごらんください。

歳出になります。中段になります。まず、0102消防団を運営する、その下の0101消防 水利を新設する、その下の0103自主防災組織を育成するの3事業につきましては額の確定に よりまして減額するものでございます。また、その下0104AEDを配備し救急救命体制を整 える事業につきましては、AED購入契約の際の請負差金の減額となります。

以上です。

- 〇黒木委員長 総合窓口課長。
- ○大里総合窓口課長 総合窓口課所管の補正について御説明申し上げます。

ページ16、17ページでございます。

款2総務費項3戸籍住民基本台帳費目1戸籍住民基本台帳費、19負担金補助及び交付金0106個人番号カードを運用するで、こちらは地方公共団体情報システム機構へ333万7,000円を支払う関係で増額補正を行います。こちらは、機構への個人番号カード関連事務委任にかかわる交付金の上限見込み額2,186万8,000円が示され、不足分を増額補正するものでございます。

なお、全額補助対象となりますので歳入はページ、10ページ、11ページ中段で個人番号カード交付事業費補助金ということで同額を増額補正しております。

以上でございます。

〇黒木委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **○黒木委員長** それではこれより議案第24号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見 のある方は御発言願います。利根川委員。
- ○利根川委員 1点ですね。30、31公債費で2億7,836万円、これは金利が2.7%ということでしたが縁故債、市中銀行からの借り入れ、これは2.7%以上の借り入れをしているところがあるのかどうか。それと6年間で2,450万円ということでこれを6で均等割すればいいのかなと思うんですが、年度ごと、これは今年度からか来年度からかということをもうちょっと詳しくお願いしたいんですけれども。
- 〇黒木委員長 財政課長。
- **〇山崎経営企画部次長兼財政課長** 済みません。先ほど平成7年度までと私申し上げましたけれども、令和7年度ということで訂正させていただきます。済みませんでした。

ただいまの質問の2.7%以上のものはまだ残っております。縁故資金で最大利率が年利2.7%です。それで、今回繰り上げ償還したもののほかに2.7%の利率のものは、縁故債で934万円まだ残高がございます。もう一点、今後6年間で2,450万円程度削減されるという、これは今回議決を得ましたら3月末に繰り上げ償還を行いますので、来年令和2年度以降の利子が削減されるという形になっております。単純に、実際はこれは元金均等払いですので利子は段々減っていくんですけれども、毎年の金額が幾らというのは今把握していませんけれども、6年間で2,450万円という形で御理解願います。

以上です。

〇黒木委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見を終了いたします。 続いて、討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第1号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第2号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第3号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第8号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。 [賛成者挙手]

〇黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第9号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第10号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第12号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第13号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第14号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第18号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第19号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第24号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。 ここで、執行部の方は退席されても結構です。どうも御苦労さまでした。

続きまして、請願第2号、奥野地区地域おこし協力隊の導入に関する請願を議題といたします。 請願第2号について、意見のある方は御発言願います。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木委員長 以上で請願第2号についての意見を終結いたします。

次に、前回より継続審査となっている令和元年請願第2号、二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書を議題といたします。

令和元年請願第2号について、意見のある方は御発言願います。利根川委員。

○利根川委員 前回のときにも言いましたけれども、これから来年度、防災課もできることそしてまた防災無線の新たなものの検討も始まっていると。もしこれを第二次避難所に入れるとなる

とそれなりのお金がかかるということで、ある程度市のほうの計画がまとまり次第この請願書について決着するというのはどうかということで、できれば継続審査にしていただきたいというふうな私の意見です。

〇黒木委員長 ほかに意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木委員長 ほかに意見ありませんね。

それでは、以上で令和元年請願第2号についての意見を終結いたします。

続いて討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木委員長 討論ございませんね。なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました請願につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第2号について、議案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇黒木委員長 挙手全員であります。よって、請願第2号は原案のとおり採択されました。

令和元年請願第2号については、継続審査とすべきとの意見がありましたので継続審査についてお諮りいたします。

採決は挙手により行います。

令和元年請願第2号は継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○黒木委員長 挙手多数であります。よって、令和元年請願第2号は継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。 お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時49分閉会